

令和8年会津美里町議会定例会1月会議

議事日程 第1号

令和8年1月14日（水）午前10時00分開会

諸般の報告

①説明員の報告（別紙のとおり）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案の上程及び提案理由の説明

第4 議案第1号 第3期会津美里町一般廃棄物処理基本計画の策定について

第5 議案第2号 令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第11号）

第6 議案第3号 令和7年度会津美里町水道事業会計補正予算（第3号）

第7 議案第4号 会津美里町役場本庁舎事務什器備品購入契約について

第8 議案第5号 ふれあいの森公園陸上競技場全天候舗装改造工事請負変更契約について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（13名）

1番	阿部雄一郎	君	8番	星次	君
2番	福島雅典	君	9番	鈴木繁明	君
3番	荒川佳一	君	10番	横山知世志	君
4番	櫻井幹夫	君	11番	根本謙一	君
5番	長嶺一也	君	12番	渋井清隆	君
6番	小島裕子	君	13番	大竹惣	君
7番	村松尚	君			

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一	君
副町長	鈴木國人	君
総務課長	平山正孝	君
政策財政課長	渡部雄二	君
政策財政課参事	金子吉弘	君
会計管理者兼出納室長	児島隆昌	君
町民税務課長	大竹淳志	君
健康ふくし課長	渡部朋宏	君
健康ふくし課主幹	福田富美代	君
産業振興課長	鶴川晃	君
建設水道課長	加藤定行	君
教育長	歌川哲由	君
こども教育課長	猪俣利幸	君
生涯学習課長	小林隆浩	君
選挙管理委員会書記長（兼）	平山正孝	君
農業委員会事務局長（兼）	鶴川晃	君
代表監査委員	薄久男	君

○事務局職員出席者

事務局 長 川 田 佑 子 君
事務局 次 長 小 林 一 成 君
兼 務 総 務 係 長

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(大竹 惣君) ただいまから令和8年会津美里町議会定例会を開会します。

○開議の宣告

○議長(大竹 惣君) これから1月会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(大竹 惣君) 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

説明員の報告は配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(大竹 惣君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

5番 長 嶺 一 也 君

6番 小 島 裕 子 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(大竹 惣君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。定例会の会期は、本日から12月までの通年としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(大竹 惣君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月までの通年と決定いたしました。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長(大竹 惣君) 日程第3、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より議案第1号から議案第5号までの計5議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） おはようございます。本日、令和8年会津美里町議会定例会1月会議を招集しましたところ、議員各位におかれましてはご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます議案5件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第1号は、第3期会津美里町一般廃棄物処理基本計画の策定についてであります。本案は、第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画の計画期間が本年度をもって終了することから、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とする第3期会津美里町一般廃棄物処理基本計画について、地方自治法第96条第2項及び会津美里町議会基本条例第8条第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第2号は、令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第11号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,929万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を128億5,808万5,000円とするものであります。

次の議案第3号は、令和7年度会津美里町水道事業会計補正予算（第3号）であります。今回の補正予算の内容は、資本的収入の予定額を5,291万5,000円増額し、資本的収入合計で2億8,758万1,000円とし、資本的支出の予定額を8,904万8,000円増額し、資本的支出合計で4億6,863万円とするものであります。

次の議案第4号は、会津美里町役場本庁舎事務什器備品購入契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第5号は、ふれあいの森公園陸上競技場全天候舗装改造工事請負変更契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議案第1号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第4、議案第1号 第3期会津美里町一般廃棄物処理基本計画の策定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

町民税務課長、大竹淳志君。

○町民税務課長（大竹淳志君） 議案第1号 第3期会津美里町一般廃棄物処理基本計画の策定についてご説明いたします。

議案書3ページを御覧ください。本案は、第3期会津美里町一般廃棄物処理基本計画の策定につきまして、地方自治法第96条第2項及び会津美里町議会基本条例第8条第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書4ページを御覧ください。概要説明でございます。この案件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、町の一般廃棄物の適正な処理を行うため、処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を定める計画でございます。第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画の計画期間が本年度をもって終了することから、令和8年度から令和17年度までの10年間の計画期間として策定するものでございます。本計画は、ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画から構成し、ごみの発生、排出の抑制とリサイクルの推進、水洗化率の向上による生活排水の適正処理の推進を目指した取組について整理するとともに、その進捗管理及び成果検証のための数値目標を設定するものでございます。

議案第1号別冊を御覧ください。第3期会津美里町一般廃棄物処理基本計画によりご説明いたします。5ページを御覧ください。第1部、総論でございます。次ページの6ページからになりますが、第1章、計画策定の基本的事項としまして、1、計画策定の趣旨でございます。大量消費型社会の進行により温暖化などの環境負荷への問題、国におけるリサイクル促進による循環型社会の推進等を受けまして、本町におけるごみ減量化、資源化の取組、生活排水については水洗化率の向上を図り、生活排水の適切な処理を推進するため、本計画を策定するものでございます。

2の計画の位置づけであります。7ページの図で示しますとおりでございますが、下段のピンク色で着色した部分である本計画を策定するものでございます。なお、各年度の詳細は、その下のブルーで着色しておりますが、実施計画を毎年度策定いたしまして、本基本計画と併せて一般廃棄物処理計画とするものでございます。

9ページを御覧ください。下段の7、計画目標年度でございます。本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、令和17年度を目標年度とするものでございます。なお、おおむね5年ごとに見直しを行ってまいります。

10ページから11ページでございますが、町の概況として、人口の推移、産業の動向について記載しております。

13ページを御覧ください。第2部、ごみ処理基本計画でございます。次ページの14ページは、第1章、ごみ処理の現状としまして、ごみの収集等形態、15ページにはごみの処分体制、16ページにはごみの総排出量、17ページ下段から19ページにはごみ処理に係る経費と資源物の売払収入の推移について

て記載してございます。

20ページを御覧ください。第2章、前計画の総括及び本計画策定に係る課題でございます。1、前計画の総括でございますが、表左側、区分に記載しております1人1日当たりのごみの排出量及びリサイクル率を数値目標としまして、ごみの排出抑制や再生利用の取組を進めてまいりましたが、下段の表、前期計画中における実績でございますが、1人1日当たりのごみの排出量については、基準年度の平成30年度の1,040グラムに対しまして、令和5年度実績で960グラムと80グラム減少したものの、目標値の897グラムには63グラム届きませんでした。コロナ禍における外出自粛により自宅での消費活動が多くなったこと、近年の空き家の増加に伴う家財等の処分による多量ごみや粗大ごみの増加がその要因であったと考えております。リサイクル率の実績についても、基準年度の平成30年度の11.5%に対し、令和5年度実績で13.5%と2ポイント増加したものの、目標値の13.6%には0.1ポイント届きませんでした。令和3年度、令和4年度については順調に推移したものの、スーパーやホームセンターなどの店頭や廃棄物処理事業者が設置しているリサイクルボックスの普及等が要因であったと考えております。

次に、21ページの2、本計画策定に係る課題でございます。多くの町民や事業者の方にごみ減量化の必要性は認知されているものの、日常的に行うその具体的な取組であるごみの分別や水切りなど、身近な取組について一層の浸透が必要であると考えております。また、事業所におけるごみの分別や処分についても、引き続き関係機関と連携しながら、事業所の意識の改革に取り組んでいく必要があると考えております。

22ページを御覧ください。第3章、ごみ処理基本計画でございます。本章では、ごみ処理基本計画の基本方針について定義してございます。

23ページを御覧いただきまして、3の実現したい数値目標でございますが、中ほどの表の一番左、区分に記載しておりますが、資源物を除く1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量、それと事業系一般廃棄物の年間総量を本計画の目標値として設定し、令和5年度を基準年度としまして、令和12年度を中間目標年度、令和17年度を最終目標年度とし、目標値を定めるものでございます。数値目標は、令和17年度までの10年間で町民1人1日当たりのごみの排出量を令和5年度実績から117グラム削減し、478グラム、事業系一般廃棄物の総量を令和5年度実績から269トン削減し、1,076トン为目标とするものでございます。なお、数値目標の設定につきましては、国及び福島県廃棄物処理基本計画の数値目標と整合性を図り、基準年の令和5年度から約20%の削減を目標とするものでございます。

24ページから27ページにつきましては、ごみの発生量及び処理量の見込み、数値目標の設定方法を記載してございます。

28ページでございます。28ページからは、第4章、ごみ排出抑制のための方策について記載してございます。

31ページを御覧ください。2の町の減量施策として、3つの柱を基に施策を推進してまいります。

施策1の廃棄物排出抑制の推進として、4R運動の推進、生ごみ減量の促進、食品ロス、食品廃棄物の削減、不法投棄の抑制でございます。

施策2の普及啓発の充実として、情報発信の充実、ごみカレンダー等の配布、環境学習の推進、若年層への意識啓発。

34ページに参りまして、施策3でございますが、再資源化の推進と生活系古紙類の分別化、事業系一般廃棄物の減量、資源化、使用済小型家電のリサイクルの促進に取り組んでまいります。

35ページからは、第5章として、ごみ処理施設の整備、第6章については、その他ごみの処理に関する必要な事項を記載してございます。

39ページを御覧ください。第3部、生活排水処理基本計画でございます。40ページから41ページでは、第1章、し尿等処理の現状として、し尿等の種類と収集形態、し尿等の中間処理と処分体制を示してございます。

42ページを御覧ください。第2章、生活排水処理施設整備状況等の実績評価でございます。1、実績評価の考え方としては、生活排水処理率と生活排水処理施設の整備実績を検証するものとし、2、実績評価では、令和3年度から令和6年度までの生活排水処理率、生活排水処理施設の整備実績の推移を記載してございます。

(1)、生活排水処理率の検証としまして、①、人口の推移、43ページに参りまして、②、生活排水処理率の推移を示してございます。③、生活排水の排出状況の推移でございますが、処理形態別人口で見る生活排水の排出状況を表に示してございます。令和6年度末における生活排水処理率は、人口に対し52.4%となっており、残りの47.6%については生活雑排水が適正に処理されないまま水路等に放流されている状態となっているのが現状でございます。この47.6%の内訳として、単独浄化槽の利用者が占める割合が人口の21.5%、くみ取りが26.1%となっております。

次に、44ページ中ほどでございますが、(2)、生活排水処理施設の整備実績の検証として、①、生活排水処理施設の普及状況の推移、②、生活排水処理施設の整備状況等、46ページにかけまして、③の接続率の状況を示してございます。

47ページを御覧ください。3、前期計画の総括と第3期基本計画に向けた課題でございます。排水処理率は、令和6年度で52.4%であり、増加はしておりますが、目標値である57.1%には届きませんでした。公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の利用可能人口の割合を示した汚水処理人口普及率では、令和6年度では74.3%と着実に普及しています。公共下水道の整備率は、境野地区の特定環境保全公共下水道を含む高田処理区で87.4%、本郷処理区で95.3%、公共下水道全体で90.0%の進捗率となっております。また、整備が完了している農業集落排水事業、市町村設置型個別合併浄化槽事業においては接続促進及び適正な維持管理に努めてまいりましたが、個人設置型合併処理浄化槽事業においては新規設置数の減少傾向が見られました。高齢化、人口減少、近年の物価高騰等を要因として、単独浄化槽やくみ取りからの公共下水道、農業排水または合併浄化槽への切替えが鈍化して

いるものと考えております。この傾向は、本町のみならず、全国的な傾向でございますが、一層の普及啓発を図る必要があり、本計画に向けた課題を公共下水道、農業集落排水処理施設への接続率の伸び悩み、2つ目として公共下水道計画区域内の未供用区域の整備の遅れ、3つ目として合併処理浄化槽の新規設置件数が増えないの3点を課題として整理してございます。

48ページを御覧ください。第3章、生活排水処理基本計画でございます。1、生活排水処理に係る理念及び目標として、生活排水対策の必要性について啓発を行うとともに、生活排水処理施設への早期接続に向け普及促進し、令和17年度の計画目標年度における生活排水処理率63.1%を目指すものとし、49ページでございますが、2の生活排水処理の基本方針として、①、補助制度の周知強化による接続促進、②、公共下水道計画区域内の未整備箇所の早期完成、③、補助制度を活用した合併処理浄化槽への切替え促進、④、合併処理浄化槽の適切な維持管理方法についての啓発強化を基本方針とするものでございます。

50ページをお開きください。下段でございます。(3)、生活排水処理施設の整備及び接続目標でございます。51ページでございますが、中ほど、②、整備目標については、アの公共下水道処理施設において、令和12年度までに面的整備率を95%を目指すものとし、ウの合併処理浄化槽については、令和6年度末における対象世帯数のうち、整備目標率を45.2%とするものでございます。③の接続目標でございますが、アの公共下水道処理施設については、令和6年度の接続率55.3%に対し、令和17年度の最終目標年度で65.3%、52ページになりますが、イの農業集落排水処理施設については、令和6年度の接続率61.5%に対し、令和17年度の最終目標年度で69.0%とするものでございます。

4のし尿、汚泥の処理計画でございます。(1)、現況及び(2)、し尿、汚泥の排出状況でございますが、より一層の公共下水道及び農業集落排水の新規接続件数の確保に努めまして、排出し尿の減量を図り、令和6年度実績、1日当たり25.1キロリットルを令和17年度の最終目標年度で1日当たり17.92キロリットルとするものでございます。(3)、し尿、汚泥の処理方針につきましては、し尿、汚泥の収集、運搬、最終処分については現在と同様といたします。

53ページの5、町民、事業者、町の取組では、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、町民、事業者、町が一体となって取り組む必要があり、それぞれの取組事項については表に記載のとおりでございます。

6、その他では、生活排水対策の必要性と浄化槽維持管理の重要性について町民に周知徹底を図るとともに、浄化槽の維持管理については、有資格事業者との連携により、管理システムの確立に努めてまいります。

なお、本計画の策定の経過につきましては、令和7年8月に廃棄物減量等推進審議会へ諮問いたしまして、11月に町民懇談会の開催、12月1日から令和8年1月5日までパブリックコメントを行いまして、1月7日に廃棄物減量等推進審議会からの答申をいただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

11番、根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 5点ほどちょっと伺います。

まず、1点目ですけれども、ページ23です。3の実現したい数値目標のことです。まず、1点ずつまいります。

○議長（大竹 惣君） はい。では、1点ずつお願いします。

○11番（根本謙一君） それで、先ほどの説明で、国、県の目標値と整合性を図っているという話を伺いました。私が伺いたいのは、これ会津若松広域市町村圏の全体でいわゆる処理施設を縮小しているわけですので、その目標に向かっている認識は、しっかり各自治体の目標値がそれを踏まえた目標値としているというふうに理解しているのかどうか、まずそこを伺いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（大竹淳志君） 目標値の設定でございます。広域のごみ処理施設が新しく供用開始し、4月から本格稼働するというところでございますが、こちらについては、ご承知のとおり、処理能力が前回の施設よりも減少しているという状況になってございます。新しい処理施設の計画策定段階でその処理能力の減少が示された段階から、構成市町村のほうでそれに見合った計画、ごみの排出計画を策定してございます。美里町については、おおむね今年度最終の計画年度となりますが、新しいごみ処理施設の容量に合わせた美里町の計画ということで、順調に推移してございます。今のところ、今年度についても前年度よりも減少してございまして、その計画達成が可能ではないのかなと、向けて努力しているところでございます。構成市町村のほうも、それに向けた計画をそれぞれの市町村で設定しておりまして、それに向けて今努力しているところでございます。本計画につきましては、新たに今後10年間、令和8年度以降10年間の計画ということで、さらにごみの分別であったり、減量化を図り、20%程度減少していきたいという目標を掲げまして策定しているものでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○11番（根本謙一君） 大体分かりました。結果的には広域市町村圏では全体で認識は共有していると、目標値をしっかり共有しているということで受け止めました。

では、2点目に参ります。第4章のごみ排出抑制のための方策のところ、事業所への普及啓発が載っております。この働きかけ、これ過去の説明ですと、全事業所に向けての働きかけ、なかなか厳しいものがあるというのは一定程度理解はするのですけれども、ここの拡充が一つのポイントになるのではないかなというふうに思います。ここにどれだけ注力するかということも一つの成果を大きく左右するのではないかなというふうに想像するのですけれども、そこはどのような認識でいますか。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（大竹淳志君） 事業所のごみの減量化の推進でございますが、事業所のごみ処理につきましても、今年度、ごみ処理マニュアルと申しますか、ハンドブックと申しますか、手引のほうを作成させていただきまして、大きなところではございますが、10社ほど訪問させていただいて、ごみ処理の状況等についてお話を伺ったり、こちらからお願いしたりという取組を実施してまいりました。事業所のごみ処理、ごみにつきましても大きなウエートを占めてくるわけですので、こちらについてもしっかりと、各1事業所だけということではなくて、大きなくくりでと申しますか、そういった各種団体とか、各種機関のほうと連携しながら取り組んでいきたいということで考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○11番（根本謙一君） そこをしっかりとやっていただきたいと思います。

次、3点目ですけれども、施策2の普及啓発の充実のところでは、町民への、特に普及啓発の充実で、いわゆる実績の成果、これを具体的に、今までの削減目標こうでしたと、ただ数字を出すのではなくて、この結果、これだけ町としては助かりましたよ、全体として財政的にこれだけ寄与しましたよ、もうちょっと機微に触れた情報発信、これが大事なかなと思うのですけれども、その辺の考えは充実させられていくのでしょうか。もう少し町民にとって分かりやすい、その成果を説明したほうがいいのではないかなと思うのですけれども、今まではただ数字を出しているだけですから、そこはどうでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（大竹淳志君） 住民の方への情報発信でございますが、今までですと、ごみカレンダーであったり、毎年発行しておりますけれども、あと随時広報紙への掲載であったり、品目収集がちょっと変わってくるような場合ですと、その都度、随時各世帯のほうに周知用のチラシなんかを送らせていただいておりますが、昨年12月の広報紙のほうにも掲載させていただきましたが、会津広域管内で実際のごみ袋の展開調査等を実施いたしまして、美里町の抽出にはなりますが、ごみの袋、中を開けて確認させていただいたりという点検をしたところ、美里町のごみについては非常に分別がよくされていて、広域管内でもかなり優秀なものということで評価されてございます。その結果について、町民の方に、広報紙を活用して、こういった状況でしたと、引き続きよろしく申し上げますというようなことで情報を発信させていただいて、またお願いなり、併せてさせていただいたところです。今後もそういった形で、何かそういった町民の方に、いいこと、悪いこともありますけれども、お知らせすべきもの、そういったものについては積極的に発信していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○11番（根本謙一君） その辺の充実は必要だと思います。あわせて、ほかの自治体との比較も出されたほうがなお効果的かなというふうに思いますので、ご検討されたいかがでしょうか。

では、4点目に参ります。第6章のところです。ページ36から38にありますけれども、ごみ処理の有料化の検討、これ若松はもう踏み出しました。当然本町としても減量で随分努力しているのは評価されますけれども、この計画を見ますと、5年後の見直しを一つの区切りとしておりますが、それまでは現状でいって、そこで大きな見直し、あるいは環境、状況の変化によって、それもあり得るよというふうに読み取れなくもない。何かこの辺が10年間、本当に有料化に踏み出さなくて大丈夫なのかと、若松でも遅きに失したと私は思っていますけれども、そこはどのように考えていますか。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（大竹淳志君） ごみ処理の有料化につきましては、今のお話のとおり、会津若松市で4月から実施されると、坂下町さんなんかは既にもう実施されているというような状況でございます。本町といたしましては、まずは住民の方、一生懸命分別をしていただいたり、今取り組んでいたところですので、ごみの減量化をさらに推進してまいりたいということで考えてございます。ごみの有料化になりますと、少なからずとも住民の方にご負担をいただくという形になってしまいますので、まずは今の形で減量化に取り組んでいくと、お願いしていくというようなことで進んでいきたい。この計画期間中については、実践された会津若松市さんの経過、状況、あと近隣自治体、その他有料化されている自治体の方の状況を研究しながら、この計画期間内で調査して、検討してまいりたいということで考えてございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○11番（根本謙一君） 最後になります。5点目です。施策3のところ、ページ34です。施策3のところ、再資源化の推進とあります。私は、過去に何度か、分別の細分化をしてはどうかという、これだけ町民の皆様に協力いただいて削減を図ってきていることは紛れもない事実ですので、そこは町民を信じて、細分化を私はするべきではないかと、この効果は大きいものがあると、それは先進事例でも明らかでありますから、27品目まで削減しているのが先進、トップランナーの姿ですけれども、それは、その部分は一切載っていないのですね、この計画には。現状を推進するということだけなのですよね。そこはどのように理解したらいいのでしょうか、この計画の中で。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（大竹淳志君） ごみの細分化につきましては、詳細については毎年度作成していきます実施計画のほうに種別を載せていくような形でございますが、今現在で17品目ですか、分別を行っている状況でございます。令和8年度以降でございますが、こちらについては、いわゆるリチウムイオン電池であるとか、あと水銀使用製品、乾電池、こういったものをさらに分別対象に、資源物に加えて、合計で20品目に拡大して取組んでいきたいということで、今準備を進めている状況でございます。これについては、いわゆるモバイルバッテリー等の発火とか、そういった情勢等も鑑みての内容となります。それ以上に増やしていくという場合ですと、広域で処理しているものですから、

どうしても処理能力といいますか、環境センターのほうの対応も変わってくる、品目を増やさなくてはいけないということになりますので、こういった部分については構成市町村と協議しながら進めていくような形になろうかということ考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） 2点ほど質問させていただきます。1点目は、34ページ、3の3、使用済小型家電のリサイクル促進の部分、もう一点は次の35ページの第5章、ごみ処理施設の整備の1、中間処理施設の文章のことにつきまして質問させていただきます。

1点目の3の3、使用済小型家電のリサイクル促進であります、リチウムイオン電池の回収なのですが、これらにつきましては基本計画にぶら下がる実施計画の中に反映されるということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（大竹淳志君） リチウムイオン電池の回収は、来年度から予定して、今準備を進めているところでございますが、そちらについても実施計画の中に反映させるような形で記載してまいります。その受入れについては、実際の回収方法については、なかなかごみステーションのほうではちょっと危険性を伴うということもございますので、現在は庁舎のほうでの拠点回収、これをしていったほうが安全ではないかということで、今調査と準備を進めているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） リチウムイオン電池の回収で、ほかの自治体のごみ処理施設が壊れたとか、火事になったとか、そういった事例がございますので、その辺は適切にしっかり、環境センターももう新しく稼働しているものですから、その辺も徹底をお願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 質疑の方式をお願いします。

○5番（長嶺一也君） 今のはお願いだけなので、答弁は必要ございません。

次の35ページなのですが、今私言ったとおり環境センターももう稼働しておりまして、竣工が今年の3月になっております。にもかかわらず、ここの1、中間処理施設の2段落目、「環境センターでは」のくだりなのですが、ごみ処理施設は30年以上経過し、老朽化が進んでいるということなので、環境センターはもう8年から稼働しているのに、この辺の書きっぷりがちょっと整合性が欠けると思うのですが、この辺はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（大竹淳志君） 文章の書き方でございますが、ごみ処理施設については、昨年11月からですか、試験運用ということで動き始めまして、試験段階で動いてございまして、竣工予定が令和8年3月に完成ということでございます。この計画自体は、議決いただきますと、1月策定、今月策定の計画で予定しておりまして、1月現在の状況で記載させていただいた文章となっているという

ところでございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 1月現在で記載したという今の答弁でございますが、本計画につきましては令和8年度4月からの計画になると思うのですけれども、環境センターがもう新しくなるということがもう分かっていたので、そういう前提で書くべきではなかったのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（大竹淳志君） この計画自体が令和8年4月からの計画ということでございますので、この書きぶりについて、30年以上というところを整合性取れないのではないかとということでございますが、この作成については1月の策定を基準ということで文章のほうを作成させていただいておりまして、こういう形での記載となっております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） そうしますと、本町の計画全般的に、要は今の基本計画は1月現在なので、ほかの計画もその策定時点の予定で策定されるということでよろしいのでしょうか。その辺をちょっと確認しておきたいと思っております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員、この一般廃棄物処理の基本計画内の質疑しかできませんので、ほかの計画はできません。

長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。今のは取り消します。

以上です。

○議長（大竹 惣君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第2号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第5、議案第2号 令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長に説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） 議案第2号 令和7年度会津美里町一般会計補正予算（第11号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして、提出案件資料を御覧願います。なお、今回の補正の概要でございますが、普通交付税の再算定に伴う追加交付及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援事業などの補正を行うものであります。なお、支援事業につきましては、事業の概要を提出案件参考資料として添付させていただいたところです。

それでは、予算書1ページを御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,929万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億5,808万5,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費につきまして、追加及び変更の補正を行うものでございます。

第3条は、債務負担行為につきまして、追加の補正を行うものでございます。

第4条は、地方債につきまして、追加及び廃止の補正を行うものでございます。

4ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正でございます。追加でございますが、2款総務費、1項総務管理費、事業名、自治区長事業及び6款商工費、1項商工費、事業名、商工活性化事業につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援事業に係るものでございまして、年度内の完了が見込めないことから、それぞれ記載のとおり繰越明許費を設定するものでございます。

次に、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍住民基本台帳事業322万3,000円につきましては、戸籍付票システムの改修などについて、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、7款土木費、2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化補修事業及び事業名、道路新設改良等

事業につきましては、国の追加補正予算により事業採択となった橋梁補修事業及び道路改良事業について、年度内の事業完了が見込めないことから、それぞれ記載のとおりに繰越明許費を設定するものでございます。

5ページを御覧ください。変更でございまして、3款民生費、1項社会福祉費、事業名、高齢者福祉施設管理事業及び9款教育費、6項保健体育費、事業名、体育施設管理運営事業であります。本郷地域公共施設解体工事の設計内容の確認及び積算業務の追加並びに工事の発注時期の見直しに伴い、繰越明許費の設定を変更するものでございます。

6ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正でございます。追加でございまして、広報広聴事業から会津美里町図書館システム運用事業までの10事業につきましては、債務負担行為を設定することで早期に事業を完成させるため、期間及び限度額をそれぞれ記載のとおりを設定するものでございます。

7ページを御覧ください。第4表、地方債補正でございます。追加でございまして、公共事業債、道路新設改良等事業及び林道新鶴―柳津線において、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、橋梁長寿命化事業につきましては、国の追加補正予算により事業採択となった橋梁補修事業及び道路改良事業に伴うものとして、それぞれ記載のとおり追加するものでございます。

8ページを御覧ください。廃止でございまして、合併特例事業債、本郷地域公共施設解体事業につきましては、解体工事の発注時期の見直しによる事業費の減額に伴う廃止となります。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。なお、各課の補正内容につきましては提出案件資料に記載させていただきましたので、主な内容のみご説明いたします。

11ページを御覧ください。歳入でございます。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税2億426万円の増額につきましては、普通交付税でございまして、国の補正予算に伴う追加交付により増額するものでございます。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2億2,862万3,000円の増額につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございまして、各支援事業に伴い、2億2,540万円増額するものでございます。

続いて、2目民生費国庫補助金4,314万9,000円の増額につきましては、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金及び物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金でございまして、物価高の影響が大きい子育て世帯に対する支援としての物価高対応子育て応援手当に伴い増額するものでございます。

また、5目土木費国庫補助金3,304万円の増額につきましては、社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス事業補助金でございまして、国の追加補正予算により事業採択となった橋梁補修事業及び道路改良事業に伴い増額するものでございます。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億9,076万円の減額につきましては、今回の補正予算による整理に伴い減額するものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。13ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、2目自治振興費、18節の集会施設整備事業補助金331万円の増額につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援事業でございまして、提出案件資料1ページ、提出案件参考資料15ページを御覧ください。参考資料にてご説明いたします。事業名、自治区長事業（集会施設エアコン整備事業）であります。事業概要でございしますが、物価高騰の影響を受けている自治会等に対し、省エネ性能に優れたエアコンの新設または更新費用を補助するものでございます。

支援対象といたしましては、集会施設を所有または維持管理する自治会等でございます。

支援の内容は、総事業費に対し3分の1の補助率とするものです。上限額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

事業期間は令和8年1月15日から令和9年2月26日まで、事業費といたしましては331万円を計上するものでございます。

予算書13ページに戻りまして、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費322万3,000円の増額につきましては、12節の戸籍総合システム等改修委託料及び住民記録システム改修委託料でございまして、戸籍付票の旧氏及び旧氏振り仮名記載に伴う戸籍付票システムの改修並びに住民記録システムへの戸籍の振り仮名職権記載に伴う本籍地通知一括取り込み機能を追加するため増額するものでございます。

14ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、5目高齢者福祉施設費7,086万6,000円の減額につきましては、12節の設計委託料から14節の解体工事でございまして、本郷地域公共施設解体工事について、設計内容の確認及び積算業務委託の予算措置並びに解体工事の発注時期について見直すことに伴い減額するものでございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費4,307万1,000円の増額につきましては、10節の消耗品費から19節の物価高対応子育て応援手当でございまして、物価高の影響が大きい子育て世帯に対する支援として物価高対応子育て応援手当を支給するため増額するものでございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費、12節の商品券発行業務委託料から15ページを御覧いただき、18節のプレミアム付商品券発行事業補助金、2億3,948万8,000円の増額につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援事業でございまして、提出案件資料8ページ、提出案件参考資料17ページを御覧ください。参考資料にてご説明いたします。事業名、商工活性化事業（物価高騰対策じげん商品券発行事業及びプレミアム付商品券発行事業）であります。事業概要でございしますが、物価高騰の影響を受けた町民に対し、その影響を緩和するため、期限付のじげん商品券を町民全員に配付し、また地域における経済支援と消費喚起を図るため、プレミアム付商品券を発行するものでございます。

支援対象といたしましては町内に住所を有する方でございまして、支援内容は、町民1人につき1万円分のじげん商品券を配付するもの、1組1万円とし30%を上乗せしたプレミアム付商品券を発行するものです。

事業期間は、令和8年1月15日から令和9年3月31日までとなります。なお、商品券利用期間は、物価高騰対策じげん商品券は令和8年4月1日から9月30日まで、プレミアム付商品券は令和8年6月1日から11月30日までとなります。

事業費といたしましては2億3,948万8,000円を計上するものでございます。

予算書15ページに戻りまして、7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費3,091万円の増額につきましては、12節の設計委託料及び14節の橋梁補修工事でございまして、歳入でもご説明しましたが、橋梁補修事業について増額するものでございます。

続いて、2目道路新設改良費、14節の道路改良工事2,600万円の増額につきましては、歳入でもご説明しましたが、道路改良工事について増額するものでございます。

16ページを御覧ください。9款教育費、6項保健体育費、2目保健体育施設費1億8,482万円の減額につきましては、先ほどの民生費、高齢者福祉施設費と同様に、本郷地域公共施設解体工事について、設計内容の確認及び積算業務委託の予算措置並びに解体工事の発注時期について見直すことに伴い減額するものでございます。

続いて、3目学校給食費、10節の賄い材料費471万1,000円の増額につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援事業でございまして、提出案件資料11ページ、提出案件参考資料19ページを御覧ください。参考資料にてご説明いたします。事業名、給食センター管理運営事業（学校給食負担軽減事業）であります。事業概要でございしますが、エネルギー、食料品価格の高騰が続き、給食費の改定を検討せざるを得ないが、給食費の物価高騰相当額を支援することで保護者負担を軽減するものでございます。

支援対象といたしましては、学校給食費を支払う小中学校の児童生徒の保護者等でございます。

支援内容は、総務省統計局公表の消費者物価指数を基に推計した物価高騰相当額分を支援するものです。

事業期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。

事業費といたしましては471万1,000円を計上するものでございます。

なお、このたびの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の本町の交付限度額は2億8,789万9,000円でございます。全部で6つの事業を予定しており、この1月補正ではプレミアム付商品券事業など4つの事業に関する予算を計上しておりますが、その他、上下水道減免など2つの事業を令和8年度当初予算に計上することとなります。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

11番、根本謙一君。

○11番（根本謙一君） 1点の商工活性化事業について伺いたいと思います。物価高騰対策じげん商品券発行事業及びプレミアム付商品券発行事業というふうになっているわけですが、特にプレミアム付商品券発行事業について2点ほど伺いたいと思います。

令和5年度にも発行事業しております。このときは、発行数が1万4,000組でありました。今回を見ますと、1万組のようになっております。これを少なくした理由、前例を踏まえて、実績を踏まえての判断だと思われまます。ましてや同時にじげん商品券の発行事業が先行してされますので、これも関係するなということは想像するのですが、一応の設定理由を伺いたいと思います。

2点目ですが、いわゆる申込み、購入申込みが予定よりも超過した場合、どのようにするのか。令和5年度ではその申込数が予定よりも少なかったがために2次募集をかけたというふうに記憶しております。今般は少なくしてありますので、そのことは考えなくていいのかなとは思いますが、もしも超過した場合はどうするのか。これは考えておかなければならないかなというふうに思うわけですので、伺いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長、鶴川晃君。

○産業振興課長（鶴川 晃君） ただいま2点ご質問いただきました。

令和5年度発行部数の1万4,000冊、今年度、令和7年度からの事業展開におきましては、おっしゃるとおり1万冊ということで印刷をする予定でございます。この1万冊にした理由ということでございますが、当然人口減少も進んでおるということも1つございます。先ほど議員のおただしの中にもありましたように、令和5年度において若干2次募集をした経緯もあります。さらに、今回じげん商品券ということで先行した商品券も発行することから、以上3点の理由から1万冊ということで減少させたものでございます。

2点目の購入申込みにおいて超過した場合はどうするのかということでございます。こちらにつきましては、今ほど答弁で申し上げたように、じげん商品券を先行してございます。そういったこともありまして、超過するという可能性は低いのかなというふうに思っておりますが、超過する場合につきましては1万冊を上限として発行するというところで検討しておるところでございます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 1万冊を上限として申込みを打ち切るということです。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○11番（根本謙一君） それは分かるのですが、募集期間決めますよね。途中でもうその上限に達したらどうするのですか。そんなにうまくいかないでしょう。募集期間の中で一定程度募集しますよね。そのときに超過分が出てくることも想定しておく必要があるのではないですかというところ

の問いかけです。途中で、募集期間がまだ達していないのに、募集期間に達していないのに上限に達してしまつたと、そこでやめます、募集やめますというわけには、周知だって時間かかるし、今の今というわけにいかないわけでしょう。追加しないと、募集期間内には購入申込みが来ると思います。その懸念です。そんなに来ないのではないかというふうに当局ではおっしゃっていますが、もしものときにどうするかというのはやっぱり考えておく必要があるのではないのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） ただいまのご指摘につきまして、当然タイムラグがあるということで認識はしてございます。当然集計する場合であれば、町並びに商工会等関係機関と連携をしながら、その申込み状況を判断をしていきたい、逐次判断をしていきたいというふうには考えております。そういった部分で、上限に近づいてきたような状況がございましたらば、早めに申込みについては周知を図って、上限ぎりぎりまで受付はしたいと思いますが、そういった形で早めに町民に対して上限に達しますよという形で周知を図りたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○11番（根本謙一君） 私、それは無理だと思っています。ですから、超過分は抽せんするという方法もあるのですが、これとてまた大変な作業にもなると思われます。SNSでタイムリーに周知するといったって、そんなに全町民にというわけにはいかないわけですので、ここは少しもうちょっと詰めて、対応策を考えておいたほうがいいのではないのでしょうか。これ以上言っても仕方がないかなと思いますけれども、ここはしっかり、もしものときはということで考えておく必要があると思います。今の対応では私は遅いと思います。問題が発生しやすい。町民からの不満ですよね。再度の答弁をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 万が一の対応ということをおっしゃっていただいております。この部分につきましては、上限いっぱいまでは受けたいというふうに考えておりますし、そういった努力をしたいと思っております。しかしながら、今おっしゃった懸念もあるということでございますので、商工会等の関係機関とも連携をしながら、こういった形が適切か、基本的には打ち切る方法では考えてはいきたいと思うのですが、今おっしゃっていただいた抽せんの方法も検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（大竹 惣君） 12番、渋井清隆君。

○12番（渋井清隆君） これちょっと二手に分かれるのですが、連動するのは明許繰越し、5ページの明許繰越しなのですが、これを内容見ますと、明許繰越しにしない部分もあるのです。それで、14ページと16ページの結局監理委託料、これが、残額やってみると、足しながら引いたりなんざりすると、工事の監理委託料、払う部分が出てくるのですよね、これ金額。ありますね。10万とそこらくらいありますね。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員、款項目節を述べてからお願いしてもいいですか。

○12番（渋井清隆君） 款項目節は、今言うように、14ページと16ページの12節の委託料の部分です。ここに工事監理委託料ありますよね。これは両方にあるのですが、ダブっているから、16ページもある。これ2つ合わせないと計算にならないのですよね、繰越明許しても。それで、単純的にやると、簡単に言うと、工事がやっていないけれども、監理委託料が発生しているのですよ、これ。10万そこらありますよね、これ。なぜそこが発生したのか、ちょっとお聞きしたいと思ったのです。分かりますか、言っていること。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長、小林隆浩君。

○生涯学習課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

工事監理業務の委託料が発生している理由につきましては、今この解体工事のほうは、もうすぐ契約解除ということになったわけですが、こちらのほうは9月20日からということで、この本郷地域公共施設解体工事の監理委託の業務の委託を行っております。その中で、実際契約解除になる前に、工程会議とか、そういうことも行ってまして、そういったところに出たりしている部分もありますので、そういったところについては業務を行ったということで、その分は委託料を払うこととしまして、それ以外の部分につきましては、あと契約の変更ということで、あとは業務等は行わないということで、業者さんに支払った分が10万円少々ございますので、その分は補正減の中には含めていないということでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） 何か意味ちょっと通じない。工事費は、これ満額減額なのです。今言ったように、全部工事費は中止に伴って、解約に伴う減額だから、ゼロになっているのです。だけれども、監理委託料については、今言ったように、工事が入っていないのに、打合せと。では、打合せするということになれば、委託契約の、委託契約ばかりでないですが、工事の着手届というのがあるのですよね、今聞いていると。では、着手届よりも早くやっているわけなのですか。どうなのでしょう、そこら辺。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 当然工事契約して、着工届もありますし、工事の監理業務というのも9月20日から行いました。工事の着工も9月20日、工事監理の業務の委託も9月20日ということで行ってまして、その後、日はたしか9月の本当に最後のほうだったと思います。当然工期に入ってから工程会議などを行ったというところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） そこののですよ。着手届を出さないのに、出る前にやるということはおかしい

と思うのです。工程会議は、ちゃんと着手届を出した後で、業者が決まって、それでもって工程表をつけて出すのでしょうか。そのずれについて、やること自体は、事前にやるというのはちょっと異常だなと私は思うのですが、発生しないのだから、まだ、発生していればいいと思うのです。発生しないのに業者が工程会議やるというのはちょっとおかしいと思うのです。入ってから、要するに今言われるように、契約は9月19日、両方ですよ。契約期間は、9月20日から翌年のここまでは、だから繰越明許するわけですけども、この10万と何ぼかな、これ、6,000円くらいあるのかな、これ。そこら辺。正確に言うと。そのくらいの値段が、まだ発生していない、着手していないのかかわらず、業者に払うというのが、ちょっとそこら辺が時期的なタイミングがずれているのではないのでしょうかというのが私の質問事項なのです。もう一回そこら辺ちゃんと言ってください。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） ちょっと回答の話し方がまずくて申し訳ありませんでした。工事監理業務の委託につきましては、9月20日ですか、この日にもう既に工事は契約して、着手届はいただいております。そういう中で進めておりまして、あと今後につきましても契約を変更しましたので、工期は1月16日までということで工期を変更しておりますので、そこで業務を完了するという予定でございます。それまでの行った業務については、10万程度、そういったのをお支払いするというところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（大竹 惣君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、11時30分まで休憩いたします。

休 憩 (午前11時21分)

再 開 (午前11時30分)

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

○議案第3号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第6、議案第3号 令和7年度会津美里町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、議案第3号 令和7年度会津美里町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

提出案件資料は14ページであります。それでは、補正予算書にてご説明いたします。1ページを御覧ください。本案は、まず第2条として、予算第2条に定めた業務予定量のうち、（5）のイ、老朽管更新事業を8,904万8,000円を増額し、2億9,637万6,000円とし、第3条として、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,491万6,000円を1億8,104万9,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,927万7,000円を2,584万3,000円に、過年度分損益勘定留保資金1億2,563万9,000円を1億5,520万6,000円に改め、資本的収入の予定額を5,291万5,000円増額し、2億8,758万1,000円とし、資本的支出の予定額を8,904万8,000円増額し、4億6,863万円とするものでございます。

また、第4条として、予算第5条に定めた企業債の限度額を3,610万円増額し、1億6,570万円とするものです。

予算内訳書によりご説明いたします。10ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入であります。1款資本的収入、1項企業債、1目企業債で3,610万円の増額は、防災安全交付金が令和7年度追加補正分として配分されたことにより、増額するものでございます。

3項補助金、1目国庫補助金で1,681万5,000円の増額は、防災安全交付金が令和7年度追加補正分として配分されたことにより、増額するものです。

11ページを御覧ください。次に、資本的支出であります。1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費の委託料4,488万3,000円の増額は、令和7年度追加補正分として配分されたことにより、

防災安全交付金対象の事業である導水管等布設替え工事実施設計業務委託及び老朽管更新事業実施設計業務委託料の増額の予算措置をするものでございます。

また、工事請負費4,416万5,000円の増額は、令和7年度追加補正分として防災安全交付金が配分されたことにより、対象事業である老朽管更新事業配水管布設替え工事費の増額の予算措置をするものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第4号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第7、議案第4号 会津美里町役場本庁舎事務什器備品購入契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） それでは、議案第4号 会津美里町役場本庁舎事務什器備品購入契約に

ついてをご説明させていただきます。

議案書5ページ、概要説明6ページ、参考資料の入札結果表が7ページとなります。それでは、概要説明を基にご説明をさせていただきます。この案件は、令和8年4月1日からの新組織機構に合わせた窓口業務委託の拡充とプライバシー保護の観点から特に1階受付カウンターの個別ブース化を図るなど、来庁者用カウンター機の購入及び新組織機構に伴う執務室で必要となる事務机等の追加並びに既存の来庁者用カウンター機の撤去、搬出及び運搬を行うため、本契約について、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

契約の内容としまして、来庁者用カウンター機12台、執務室内机5台、既存来庁者用カウンター機の撤去、搬出、運搬一式であります。

契約金額は1,468万5,000円で、契約の相手方は会津若松市中町1番4号、株式会社栄町オサダ、代表取締役社長、林勝義であります。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第5号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第8、議案第5号 ふれあいの森公園陸上競技場全天候舗装改造工事請負変更契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

生涯学習課長、小林隆浩君。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 議案第5号 ふれあいの森公園陸上競技場全天候舗装改造工事請負変更契約についてご説明いたします。

議案書の8ページ、概要説明9ページになります。本案は、ふれあいの森公園陸上競技場全天候舗装改造工事における請負変更契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

9ページの概要説明を御覧ください。変更の主な内容につきましては、まず1点目の改修工事は、全天候舗装とクレーパー舗装の改修面積の増加とトラック走路の下層路盤に使用する砕石の変更でございます。全天候トラック走路の改修面積の増加につきましては、トラック走路とフィールドの間に新設する内圏側溝の位置を当初の予定よりフィールド側へ移動するとともに、トラック走路の外側に設置する縁石をさらに外側に移動することによりまして、トラック走路の舗装面積が増加するものでございます。もう少し詳しく説明させていただきます。この変更は、トラック走路の全天候舗装材はゴム製のため、トラック走路の表面の雨水を排水するために走路の内側に内圏側溝の設置が必要になります。トラック走路の第1レーンの内側とフィールドとの間に白線のライン表示と標識タイルを設置しますが、当初予定した幅員ではラインの表示と標識タイルを設置するために必要な幅員が不足するため、新設する内圏側溝を当初の予定よりフィールド側へ5センチメートル移動するとともに、トラック走路の外側の縁石を2センチ移動し、ラインテープを設置することから、トラックの改修面積が増加したものです。また、トラック走路等の下層路盤に使用する砕石は再生材を利用する予定でしたが、再生切り込み砕石が入手できないことから、再生材の利用を変更し、切り込み砕石としたものです。

2点目の排水構造物の工事につきましては、内圏側溝の位置の移動による側溝延長の増加と暗渠排水管の吸い出し防止材の追加でございます。これは、新たに設置する内圏側溝とその排水が流れ込む集水ますが干渉するため、集水ますを離れたことにより、内圏側溝の延長が増加するものでございます。また、内圏側溝に流れ込んだ雨水を排出するための暗渠排水管を新たに埋設しましたが、土砂が流出しやすい土質のため、土砂の吸い出しを防ぐため、新たに吸い出し防止材を追加したものでございます。さらに、既存の暗渠排水管と新たに埋設した内圏側溝の暗渠排水管による排水処理はそれぞれの排水管により陸上競技場からの排出を予定していましたが、既存の集水ますへのつなぎ込みができることから、1本の暗渠排水管にまとめて排水することとしたものです。

3点目につきましては、附帯施設工事としまして、標識タイルの数量の変更でございます。標識タイルは、トラック走路に埋設するスタートラインやリレーのオーバーゾーン、ハードルなどの位置を示すマーカーでございますが、当初はトラック走路の8レーン全てに設置する予定でしたが、改修工事後の陸上競技場の利用については、競技会や記録会などの開催においても全天候舗装の直線6レーン及び周回4レーンに標識タイルを設置すれば運営や利用には支障がないことから、クレー舗装の走路への標識タイルの設置は不要としたものです。なお、詳細の変更数量につきましては概要説明のとおりであります。

変更金額は、441万1,000円を増額し、2億7,501万1,000円とするものです。

契約の目的並びに相手方についての変更はございません。

説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

12番、渋井清隆君。

○12番（渋井清隆君） 1点だけお聞かせ願います。

概要説明でも説明いただいたのですが、改良工事のやつ、路盤の砕石において再生材がなかったためとなっていますけれども、そもそもこのときはあるようにでもって計上していたのがなかったということなのですが、それでこの再生切り込み砕石、リサイクルの、再生ですから、やっていたの、バージンではないわけです。新しいものでやると、かなり高価な値段出てくると思うのです。この差額というのは相当なあれだと思うのですが、数量的からいくと、どのぐらいな値段の差額あったのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 再生材とバージン材の差につきましては、1立方メートルで1,500円ほど違うということになります。あと、全体で見ますと、量が880立米くらい、立方メートル等ありますので、やはり再生材とバージン材ですと、直接工事費で132万6,000円程度は増加したというところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○12番（渋井清隆君） これは、全体の数量が五百何十万増えているわけですが、これだけで、バージン材と再生では相当違うのです。そのときに、設計の段階で何を根拠としてやったというのはあったということなのだけれども、本当に確認して設計を上げているのか、そこら辺ちょっと、これ支援センターですよ。支援センターがここら辺よく検討しなかったのかなという不信感を私持ったもので、聞いたのですが、やはりバージン材とあれではもう相当違うわけですから、こういうところが、1,500円も違うというのですから、設計の段階で、支援センターもやはりここら辺は、確かに1年前に

やったり、半年前にやっているから、そのあれもあるのですが、あっても、入札するときには新たなあれで見るわけですね。見るわけですから、そこら辺もう少し確認をしてやっていただきたいなど、それだけ申し上げておきます。よろしくをお願いします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 今ほどのバージン材と再生材の話になりますが、設計するに当たりましては、やはり経済的な設計というのがまず必要ですので、一般的にはやはり再生骨材を使うということで設計することが基本だというふうに私も確認しております。そういった中で、どうしても資材流通の関係でやはり不足するときとか、そういうときもございますので、そういう場合は、流通の状況によって、やはりバージン材を使うこともそれはやむを得ないというところがございます。そういった中で、今ほど議員おっしゃるとおり、ある程度もう設計の時期と実際工事を行う時期というのはずれがありますので、そこはやはり材料は常に流通しているということで、設計時点でのあるかないかという確認はなかなかちょっと、そのときあるわけではないので、そういったこともありまして、基本的には設計の中では再生骨材を使っているということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 7番、村松尚君。

○7番（村松 尚君） 1点だけ確認させてください。

附帯施設工の標識タイルについてであります。こちらについては、数量を減らしているのですけれども、今ほど課長のほうからの答弁では運営に支障がないというようなお話しいただきました。この支障がないという表現に関しては、これはやはり専門家等からの知見を踏まえた上で減らす方向に行ったのか。まだ出来上がってもいない状況ですから、どのような経緯で減らすような要因に持っていたのか、ちょっと説明のほうお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） この変更につきましては、やはり陸上競技関係の専門的な知見の方からアドバイスをいただいております。具体的に言いますと、直線4レーンと周回4レーン、あとクレーはクレーですけども……失礼しました。直線6レーン、周回4レーンということで、それを一斉に使いまして競技会をやるということはなかなか考えられませんし、あとはどうしても直線が6レーンで周回が4レーンになっていますので、直線走路の場合ですと、例えば周回の4レーンの土の走路については途中からもう6レーンがありますので、タータンには入ったりもするのです。そういうこともありますので、一般的にはそこまでの標識タイルの設置は必要ではないのではないかとということでアドバイスを受けて、変更したものでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 分かるような、分からないような、ちょっとなかなか難しい話だったのです

けれども、そうすると当初は必要だったという、設計の段階では、当初設計の段階では必要だったという認識だったのですものね。それもまた多分専門家の方々からの知見を得た上でいったのでしょうかけれども、ただ実際造っている、工事を進めていく上の中でそういうふうに要らないのではないかと。これは、当初の設計の段階に携わられて意見を出された方と今回減らしてもいいのではないですかという意見を出された方というのは一緒の方ですか。それは別の方ですか。そこだけ教えてください。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 結論から言いますと、当初の8レーン全てに設置するという考えとやはり後からそういった意見を出してくれた人は別の方ということになります。当初は、8レーンあるということで、やはり全て標識タイルをつけるということで、そういうことで進めたわけですが、実際に施工してみますと、知見者に聞きますと、そこまでは必要ないでしょうという話を受けたものでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上をもちまして本定例会 1 月会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和 8 年会津美里町議会定例会 1 月会議を散会いたします。

散 会 （午前 1 1 時 5 4 分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和 8 年 月 日

議 長 大 竹 惣

議 員 長 嶺 一 也

議 員 小 島 裕 子